

“農政棄民!! でも負けない”

9・8
in 千葉

農業つぶしに警鐘を打つ農民作家 山下惣一さんの講演と パネルディスカッション



●山下 惣一さん
1936年、佐賀県唐津市生まれ。
農業に従事するかたわら、創作活動が続ける。
日本農民文学会会員、『玄海派』同人。
1969年『海鳴り』で第13回日本農民文学賞、
1979年『減反神社』で第27回地上文学賞受賞。
山形県川西町の生活者大専学（劇団こまつ座主宰）
教頭、農と自然の研究所理事、アジア農民交流センター代表などを務める行動派農民作家。

●主な著書
『ひこばえの歌』『農家の父より息子へ』『この大いなる残飯よ!』（家の光協会）
『いま、米について』（ダイヤモンド社）
『土と日本人～農のゆくえを問う～』（日本放送出版協会）
『村に吹く風』（新潮社）
『身土不二の探求』『農業わけ知り事典』『産地直想』『農のモノサシ』（創森社）
『タマネギ畑で涙して』農文協など多数。

市東さんの農地取り上げ問題を考える講演企画 第2弾!

- プログラム
講演 農民作家・山下惣一さん
「農なき国の食なき民」
- パネルディスカッション——講師を囲んで
★大瀧村農民 坂本進一郎さん
★成田市農民 萩原進さん
★食の安全・監視市民委員会委員 三宅征子さん
★残土・産廃問題ネットフック・ちば代表 藤原寿和さん
・市東孝雄さんと葉山岳夫弁護士のお話
・フクアーからの質問と意見
●「反対する会」の紹介とお知らせ



いま、日本の農地と農業は壊滅寸前です。政府・財界は農家の9割をつぶす農業政策を進め、農地は激減の一途です。

「日本農業新聞」は、このまま自由化を進めれば、日本の食料自給率は世界最低の12%に落ち込み、農業従事者375万人が失業するという農水省試算を報道しています。農地と農民の保護を目的にする農地法が、敗戦直後の制定から55年を経て、ついに廃止されようとしています。日本から農業が消えようとしています。

●無法が通れば、民主主義は成り立たない

そして成田では……、一人の農民の農地をめぐって一昔前だったら考えられないことがおきています。成田空港会社が、こともあろうに農民保護の農地法を悪用（違法適用）して、農地を強引に取り上げようとしているのです。

そこは、祖父の代の開墾から親子3代90年間耕し続けてきた畑。農業委員経験者も、農地法に詳しい学者・弁護士も首をかしげています。

……………▼▲……………
日本の農地と農業に何が起きているのか？「農政棄民」というべき現状について、山下惣一さんのお話を手掛かりに考えたいと思います。



■日時 9月8日（土）午後1時30分
■会場 ホテル・プラザ菜の花（資料代 1,000円）
■主催 市東さんの農地取り上げに反対する会

E-mail: shitou-nouchi@nifty.com Fax: 050-3588-0142
[連絡先] 足立満智子（成田市議会議員）Tel.0476-28-3675
吉川ひろし（千葉県議会議員）Tel. 04-7144-0073
[住所] 千葉県成田市天神峰63番地 市東孝雄方

- 市東孝雄 (農業・成田市)
 青木孝 (弁護士・横浜弁護士会)
 青木秀樹 (弁護士・第二東京弁護士会)
 足立昌勝 (関東学院大学教授)
 足立満智子 (成田市議会議員)
 阿部浩基 (弁護士・静岡県弁護士会)
 生田暉雄 (弁護士・香川県弁護士会)
 石川憲彦 (弁護士・群馬県弁護士会)
 伊藤全明 (農業・成田市)
 大坂順子 (成田市民)
 小川浩 (前野栄町農業委員・専業農家)
 長田泰公 (元国立公衆衛生院院長)
 小野坂弘 (新潟大学名誉教授
 弁護士・新潟県弁護士会)
 川原茂雄 (東京外環道・青梅街道
 インターチェンジ反対住民)
 北野弘久 (日本大学法学部名誉教授
 弁護士・東京弁護士会)
 小塩海平 (東京農業大学助教授)
 五島洋 (弁護士・大阪弁護士会)
 小林悦子 (成田市民)
 近藤ゆり子 (徳山ダム建設中止を求める会
 事務局長)
 三枝基行 (弁護士・東京弁護士会)
 坂本進一郎 (農業・秋田県大潟村)
 佐藤昭夫 (早稲田大学名誉教授
 弁護士・第二東京弁護士会)
 塩川喜信 (神奈川大学経済学部講師)
 杉山繁二郎 (弁護士・静岡県弁護士会)
 鈴木謙太郎 (農業・芝山町)
 鈴木新一 (農業・成田市)
 知花昌一 (読谷村議会議員・反戦地主)
 出牛徹郎 (弁護士・群馬県弁護士会)
 戸村義弘 (三里塚教会信徒)
 西村正治 (第二東京弁護士会副会長)
 萩原進 (農業・成田市)
 平野和己 (弁護士・第二東京弁護士会)
 廣瀬理夫 (弁護士・千葉県弁護士会)
 福田拓 (弁護士・第二東京弁護士会)
 船橋邦子 (和光大学教授)
 宮島尚史 (学習院大学名誉教授
 弁護士・東京弁護士会)
 宮田きよこ (柏市議会議員)
 村上眞智子 (成田市民)
 守田基師子 (地域を支えあう会・神戸市)
 八木かおり (牧師・日本基督教団三里塚教会)
 山形澄代 (柏市民オンブズマン)
 吉川ひろし (千葉県議会議員)

— 以上、呼びかけ人 42 名
 ほか、賛同人 294 名 (07 年 7 月 1 日現在)

農地法 20 条の耕作権解約申請は、地主と耕作者 (小作人) 双方の同意書があることが前提です。これは農業委員会では常識というが、私が委員をやっていた時も 20 条の申請がありましたが、双方の同意書がなかったため申請を受理しませんでした。

解約申請は双方の同意書が必要

農業委員経験者

市東さんのことについては、どうしてこうなったのか不可解な感じがします。特に長年にわたって耕作してきた事実があるにもかかわらず、当事者が知らないところで権利の移動や解約問題が起きたということ自体、農地法に照らして、えらいことが起きているという感じがします。

農地取り上げ、じつに不可解

東京大学名誉教授・田中 学さん

農地法は「自作農主義」と言われますが、「借地」であっても実際に耕作している者の権利を最優先するというのが基本的な理念であり、今も変わっていません。

市東さんの農地取り上げ問題とは……

取り上げられようとしているのは、成田市の専業農家・市東孝雄さんの祖父が大正期に苦勞して原野を切り開いた農地です。開墾から休むことなく 3 代 90 年間耕し続けてきた、完全無農薬・有機農法の畑です。

●NAAの請求は違法がいっぱい

成田空港会社 (NAA) はこの畑の農地を、18 年前の 1988 年に耕作者の市東さんの同意を得ることなく、元の地主から違法に買収しました。

しかも、空港会社が契約地だとして一方的に指定してきた土地は、市東さんが一度も耕作したことの無い土地を含むなど矛盾だらけ。これまで何の問題もなく耕し続けてきた一部の畑を「不法耕作」と決めつけ、明け渡しを求めるなど実情に反し不当です。

この不当な「農地取り上げ申請」を、千葉県知事は詳しく調べることなく許可してしまいました。

●農地法で守られてきた小作耕作地

戦前、日本の農業人口の 7 割は小作農でしたが、農地改革で無条件に自作農となり地主制度は廃止されました。

市東さんの畑は、戦後の混乱で解放手続きが適正に行われず、例外的に残された「残存小作地」です。農地法によって耕作権が保護され、自作地と同等の権利が認められてきました。

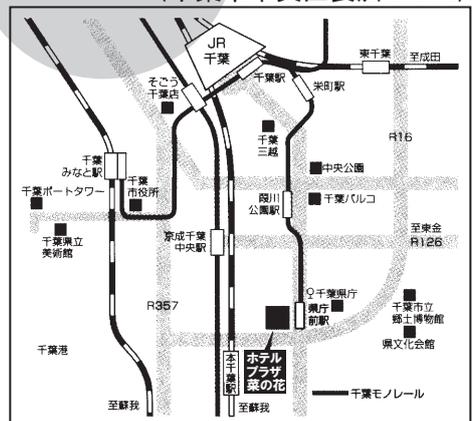
●憲法と民主主義が問われています

成田空港は、長期にわたる農民の抵抗で土地収用法の効力を失い、今では強制的に農地をとりあげることができません。農地法を乱用して取り上げるという異常な手段に訴えるのはこのためです。

根底には国の農業切りすて策と農地法廃止の動きがあります。憲法と民主主義の真価が問われています。

9・8講演&パネルディスカッション 会場案内

ホテル・プラザ菜の花
 (千葉市中央区長洲 1-8-1)



- 千葉駅 (JR 総武線) ⇒ 小湊バス (千葉県庁経由) 千葉県庁前下車、徒歩で 1 分
- 本千葉駅 (JR 総外房線・内房線) 徒歩で 3 分
- 県庁前駅 (J 千葉都市モノレール) 徒歩で 1 分